

## 英離脱協議: 3日連続の採決を終えて

～政府の合意案も合意なき離脱の可能性も消えていない～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部  
 主席エコノミスト 田中 理 (TEL: 03-5221-4527)

- ◇ 英議会は協議期限延長の動議を可決した。ただ、その内容は、20日までに議会在政府の合意案を受け入れれば短期間の期限延長を要請、20日までに議会在合意案を受け入れなければ長期間の期限延長となることを示唆するもの。政府は20日までに三度目の合意受け入れ是非を問う採決の実施を目指し、21日に始まる欧州首脳会議までは期限延長を要請しない。
- ◇ 3日連続の採決を終えての今後のシナリオは大きく3つ。①3月中に議会在合意案を受け入れて、短期間の延長の後にEUを離脱する。②穏健な離脱方針に転換し、長期の期限延長で合意、一から協議をやり直す、③期限延長交渉が決裂し、合意なき離脱となる。政府の合意案か、代替案か、合意なき離脱かの三択で、実は余り選択肢が絞られていない。

離脱協議期限まで2週間を切った英国では、離脱方針を巡る3日連続の採決が終わった。12日に二度目の合意受け入れの採決が否決、13日に議会在合意なき離脱を拒否、14日には協議期限の延長是非を問う採決が賛成多数で可決した。投票結果は事前に予想されていた通りだが、これで協議期限の延長が決まった訳ではない。14日の投票の文言は、単に協議期限の延長是非を議会在尋ねたのではなく、①20日までに議会在政府の離脱案を受け入れれば、(その後の法制化作業や離脱協定の批准に必要な時間を確保するため)、6月30日までの1回限りの離脱期限延長をEU側に要請する、②20日までに議会在政府の離脱案を受け入れなければ、翌日の欧州首脳会議で延長の期間は元より、延長の明確な目的を求められる可能性が高く、延長期間が6月30日を超過する場合、英国が5月に欧州議会選挙を実行することが求められるとの内容。20日までに合意の受け入れを拒否した場合、暗に長期間の延長が必要なることを示唆している。

本採決に先駆けて行われた前述の投票文言に対する修正動議は何れも否決された。国民投票のやり直しを目的に協議期限の延長を求める修正動議は、賛成85・反対334の大差で否決。この段階では国民投票のやり直しが議会的多数意見となっていないことが改めて明らかとなった。また、議会的多数支持が得られる離脱案を探るため、議会的審議時間を確保する修正動議は、賛成312・反対314の僅か2票差で否決された。離脱方針の主導権を議会在奪われる事態を辛うじて回避したが、その危険を回避するために政府は、20日までに議会在離脱案を受け入れなければ、21-22日の欧州首脳会議後に今後の方針を決定する審議時間を確保することを約束した。

3日連続の投票により選択肢が絞られたようで、実は余り絞られていない。政局展開や枝分かれのシナリオを捨象すれば、今後のシナリオは大きく分けて、①3月中に議会在合意案を受け入れ、数ヶ月程度の短期間の延長の後にEUを離脱する、②三度目や四度目の合意受け入れの採決を議会在拒否、関税同盟残留や単一市場残留などの穏健な離脱方針に転換、2年程度の長期延長で合意し、

一から協議をやり直す、③協議期限延長交渉が決裂し、合意なしで離脱する一の3つが考えられる。

採決の文言が示唆する通り、メイ首相は14日の投票が可決した後もすぐに協議期限延長に舵を切るのではなく、20日までに三度目の合意受け入れ是非を問う議会採決を行うことを目指している。政府は水面下で保守党の強硬離脱派やDUPのメンバーと接触し、合意受け入れでの説得工作を続けている。態度軟化の兆しもみえた強硬離脱派が12日の投票で再び反対票を投じたのは、投票直前のコックス法務長官の法的助言が不十分だったためとみられている。EU側が追加の譲歩を明確に否定しているため、政府は法的助言を修正する余地がないかを模索している。例えば、国際法に関する規則を定めたウィーン条約法条約の第62条（事情の根本的な変化がある場合の条約からの脱退規定）を用いて、バックストップの効力を停止することが可能との追加の法的助言を行うことが検討されているようだ。追加の法的助言を強硬離脱派が受け入れるか、同じ内容の三度目の合意受け入れの採決実施を議長が認めるか、議会の合意受け入れに必要な労働党の離脱派議員の協力が得られるか、急転直下の3月合意には幾つかのハードルがある。

関税同盟残留や単一市場残留は、一見すると無難な選択肢に見えるが、英国側が求める関税同盟・単一市場とEU側が受け入れ可能な関税同盟・単一市場との間には隔たりがある。関税同盟に残留すれば、英国はEUとの間で関税なしの貿易を続け、北アイルランド国境問題の解決策を新たにみつける必要もなくなる。その代わりに、域外共通関税と関連規則を受け入れ、サービス分野での単一市場へのアクセスを失い、EUの政策決定には参加できない。また、単一市場に残留すれば、英国は農産・水産品を除く工業製品について自由貿易を維持し、サービス分野での単一パスポートも利用し続けることができる。その代わりに、欧州司法裁判所の管轄下にとどまり、独自の移民政策を採用することができず、EU予算を拠出し続け、EUの政策決定には参加できない。英国はトルコやノルウェーではなく、そのハイブリッド型を求めている訳だが、これまでの交渉で明らか通り、EU側は良いとこ取りは許さない。穏健離脱を選択したとしても、細かい条件では難しい協議が待ち構えており、協議を一からやり直すことを意味する。長期延長の末、2年後に今の政府案とほとんど変わらない内容に落ち着くことに気がつくのかもしれない。

今の政府の計画に基づけば、当初期限延長で合意する場とみられた21-22日の欧州首脳会議は、延長を要請する場となり、そこから29日までの1週間足らずで延長協議をまとめなければならない。延長には英国を除くEU加盟国の総意が必要で、延長条件や期間を巡って加盟国間の意見集約はまだ出来ていない。議会は13日の投票で、政府が提案した採決文言から、後段部分（英議会とEUが合意内容を批准しない限り、合意なしに離脱することになるのが英国・EU法の原則である）を丸々削除したうえで、無条件（期間を限定せず）且つより強い表現で合意なき離脱を回避する内容の動議を最終的に可決した（当初の政府提案では、3月29日の合意なき離脱に反対するとしていたが、3月29日を削除したうえで、合意なき離脱を拒否する内容に変更）。ただ、この採決をもって合意なき離脱が回避されることを意味する訳ではない。延長協議が29日ぎりぎりまでずれ込めば、延長条件で折り合えずに合意なき離脱となる事故発生の確率が高まる。

以上

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。